# 庭鶴集　巻一


和書門　類
三六六九四　號
二一二　函
一一　架
三八　冊

内閣文庫
和書　類
三六六九四　號
三八　冊
五八　函
四　架

| 内閣文庫 | | |
|---|---|---|
| 番號 | 和 | 36694 |
| 冊數 | 38 | ( 22 ) |
| 函號 | 158 | 1 |

国立公文書館
National Archives of Japan

○成瀬隼人正正成

○中山備前守信吉

○三浦遠江

○毛受茂左衛門

○赤尾伊豆

○安藤帯刀直次

○竹腰山城守正信
附 持田治右衛門

○赤井悪右衛門直正

○毛受勝介勝吉

○多賀孫左衛門

○福島丹波

夜鶴集巻之廿一　近藤又兵衛武群輯録

日本政府図書

成瀬隼人正正成

常山紀談　秀吉大坂にて馬揃の時手毎に美を尽しけり
観られけるに黒き馬の太く逞しきに紫て紅の総
諸将に付たる者あり何者ぞと問はれけるに　徳川家の
士成瀬小吉なりと申す猿をいはれしと問はれけるに
東照宮七千石与へ置かるゝと仰られしかば秀吉は
奉公せよ五万石与へんと云れけれとも後に
東照宮成瀬を召して其由を秀吉より申されしか
仕へ奉らんやと仰ありければ成瀬涙を流して申けり

ゆるりと御はし申まいりやとよ御前衆にも安藤帯刀も
よかりけりんと仰られしよ成瀬隼人正も常の
身形を拵て土井大炊も来らん者と思はれ候を知るより
けかも思ふにはいらく自害して紀伊殿へ物をと
申けれとも只重宝る御遺跡あり候後よ
東照宮長臣数多ありれ共よ常の人にし一人の御手柄
まへきよし云しハ成瀬よ御用もあれと仰られけり
也古き残後隼人正のしとしと云しとそ

○駿河土産　下之巻

大坂にて五月七日落城
一二之丸堀うめのうちのとらん一云御畠百人衆一段よ加り下ゆり
也
権現様茶臼山のうへより御覧被遊候ひく
半ニ而尾張殿紀伊殿へ御先鋒二而被仰遣の
上意にて御旗本へ大御所様御馬印にとの御事ニ
而彼是御延引ニ而御使番を以て隼人への御指図
あるよ大御番衆を以く御遣ニてこれをいわれとの
御旗本を乃りも出さし尾張殿御備の御前へて
二番御旗へ之隼人と申もあへハ此隼人ハ総手御指図
ありしうら先へ遣へは尾張よ二番へ出人へ之武田
信吉よ御合あらは土井殿御指図も御ありしあと申仕と
諸人への取の中にて大事よ二番備之御陣所段

尾張殿より駿府へ参上ニて　権現様之御前へ
罷出候処上意ニは去ル頃大坂籠城之節義直公ゟ内意
二候処御断申遠慮仕候て御勘気ニ而被仰候得共御使
きれ年寄への縁組ゆるしかたく御断仕候様ニと被
仰出候私儀ハ為よき氏の者ニ而御座候ニ付仕可申旨
候へハ御意ニは御内々ニて被仰出候事ニ付左候ても
亡魂ニ事ニ候得共御前様へ御定ニ上ニ申上候ニ付
其上諸人の取沙汰ニ而者尤ニも存候へ私式も如斯之
勤候而も無之候間の先ニ而被仰候様大切ニ存候御儀を
を云　候節ニ御座候へ共是ハ御免被成候御家来共へ

此年頃ゟも去年頃ゟも当秋至迄へハ尾張一家中ニても私儀も
隆程の所より以来ても御入被下候ニ付左様ニ而年寄への
縁組ゆけかたく候ニ付ても御意ニ被仰付候て私儀ニも存候て
ほともきり之て諸人への掛ケ目も有之候間御断申上候
罷出候処御返答ニ上意ニ御座候て御家中ニも相違
一候而も之段ハ思入者様ニ而も当年中上候へハ
権現様御内意有之候ハ是ニ者万々御座候ニ而是ニ御座候之の
上意御座候と承り

安藤帯刀直次

○常山紀談　安藤帯刀直次物語の時本多上野介正純を
家老にすへきものと云しに神君聞しめし本多は器量ある人と
直次は考へし云れしかは其中に同直次申て後悔んされ
よしと云又其翌の字取へ二年か居て揚りて人とて又直次は
家来の肝にて取らは若しもにもし再三ある事か子共たりと
いふ直次并安藤正純家老の道さりてあらんと云正純
国の政務されしかは人とて又直次は神智ある故にかは
いかゝ存候やしと同直次されたとよ　台徳院殿関ヶ原
の時本多佐渡守にて遅参ありし也正純其上又正信か

あるときは死罪を行はるゝ闕所申せし事せし人
有まじき事なりし也　台徳院殿其為をかくと云ひ
法の事と仰られしは死罪のて己の功と云り又死罪
よりも云り二千の刑の中に孝にまさる事やは其家の亡ふ
べき限ゝましては君父に致すは孫にべき事の旅を
血統の亡よいしと嘆きりしとぞ云れける

○碎玉話　源君同ク召使ハレタル人皆一萬石ヲ賜リタル中ニ安藤
帶刀直次ノミ横須賀ハ五千石ヲ賜リヌ　源君均ク是一萬石
也ト思召ロ誤テノ事也十年餘リヲ過テ成瀬安藤等
御前ニ伺候スル次デニ汝等面々一萬石ノ領知ヲ與ヌ仕
置法度イカヽスルゾト御尋アリ成瀬ハ臣等皆一萬石也
安藤ハ只ハ五千石也ト白ス　源君驚セ玉ヒテ余以ハ横須賀
實ハ二萬石ト思ヘリ汝成瀬ハ等ト倶ニ扈従勤仕シ武功ヲ
累テ所ハ與ノ禄也何ゾ多少ヲ分タンヤ汝色ニモ顯ハサズハ詞
ニモ出サズ不怨不慍シテ今日ニ至ル與ハ深ク恥シキ心底ナリ
篤厚ノ至リ忠義誠ト謂ツベシトテ於此五千石十餘年ノ
米穀ヲ積ヘテ一度ニ下シ賜リヌ總テ筭レ之ハ所レ納四五萬石
ニ及ベリ由テレ茲ニ直次ノ豊饒ナリ

○武隱叢話　一名古老物語　写本二巻　安藤帯刀直次成瀬隼人正正成中山
備前守信吉也尾張殿紀伊殿水戸殿ハ御附ケの時先尾張殿筆相

義盛公ハ老臣年寄へハ軍功ある智将を撰て其任として其進退ま
求め中村隼人房州長臣中山備前守村井長門守兵衛等申付て
其備の中にて所附ケ置候得共常陸守兵粮奉行を置て所定小荷
安房守常ニ力を尽し附ケ候ハ常ニ力ハ中立の事也　下々まても
子細ハ其副将智勇兼備して万事中立する段
相分り皆能ク存之候の備のよし

○小雑記　板倉周防守京都所司代之節備前守違て辞退
よりも有まれし御旗本の親類中案内を見て存ずる也へらも
取計ひし親類中安房守常ニ力を尽し見て有ざれ
ところ者類兵見中趣し候迄の隣州方へハ是非相違ハ
程ニ飛出して所存を申て長崎をたのみ見へらも其見の折
分し隣州ハ親類共常ニ力を尽し候へハ見届候に
し常にてあらんも能々角々之と思案して致され
候ものを分り居られ候所ニて力を尽して之らん見られ
りとも親類中一具を撰し仰付られ候へハ隣州も古らんや
常ニ力を向ひ家来付度の兼備の中を申動くにて辞退
仕中にて申さる所常ニ力仰せ付て御旗本にも相勤候不
事分り候ハ諸中をも能々よく申て存念の者つりき
存候たりとも勤て不調法出来分り候て切ふ迄し候
是非御用御ニ付て也へハ是非をも申すハ其後切申候

ゐよしむし思ひたりし職分も辞退して隠居ゆるさる
よく仰しいだされしかば隠居を都にて保存ゆるして
其速にそれは中上られしと故に是見の仕形もよき人きま事なりと
諸人感じあへりけるとぞ
○同書に 大坂夏御陣に出先手の者乱て安藤帯刀
に弘白歩にて申し諸軍勢と共に御下知に従ふ事
偃りとし 五月七日の合戦に井伊掃部頭直孝家臣ども
の後殿をし時も速に下知して大軍の動きをとゞめ
しも其事共有りし由文略 ○同書に 横田氏の代に
先手組の足軽私欲ありて死刑に行はるゝに宜しかるべき時

に其者の所に来りて見届て仕置を命ぜられ捕ひ
へ遣はされけるに薩摩守下手人として引き退
けり 彼直白政の所に出勤するに延見して其者を
命ぜられ其事安藤帯刀に告知せければ子く
是を聞し 彼直白の御家人として彼者を退けて捕へ
あるまじき延引に行れける事に思ひ
かひ仰事ありて 大御所様御治世にかやうの
まことに捕へよし此仰有しに志られなば我
さやうにて仰有し事 行之儀事知らんやとしも
異なるによく帯刀らに解きて返さるゝやうよ

ましませ 大御所へ〳〵と仰らるゝ
大御所様にも餘り事なれハ ならひ事も
度〳〵 大御所様の仰せにも思召事ハ改めらるゝ
御意にまかせ候へきや よく〳〵御穢りあるへし 稚き跡の絶
のまゝ大かたならぬ思召事を有して死刑に定め給ふ
欣の日にはいつれ 両目もなきさきに侍女あまた関係
よめひにほ嬉く 秘密に叶ひ給ふ事〳〵にかれまさ
承知て見物せよとて御出ありける処ハ果して何とて
物ら出て下向男なりけるか 御中山の家にて
我々の都より申して 比叡浪路御前にまゐらせ

向て申へく候返事なし 中にも大御所にてハ兎角申給ひ
殿のこゝろの中を推量りなされて仰出されけるハ
中にて悔恨されよとて是ハ何事へ難有事御座候て
立帰り給ふ 精霊にも現の處にて さらハ接待也
申ましひけるとそ
大御所様常盤を召附置きける時親しき者にて常盤か
中事も常々の如く申し上意行ありしとそ 精霊に
旅て絶別へ出入鍛の時 加元の御前に出て參りて誅
相成り行様あるへし 見苦き事切目様に 様子にて縫捺
せよとて命せられける 常盤に申上まして常盤申して

あて西国の貴賤のかの城にはたく患害の外
西道の諸侯はせぬものなりと仰せ遣はしけり
さりとて左近飛脚を以て右旨を上にて披露に此度常方
左衛門には住居も申しとて某正成常方死去の段
御意にて彼竹様にて枝様より紀伊へ参りやと仰られ
所より常方の竹様にて申上候とて伊勢もり申上ても
上にて紀伊へ走りてはしたる哉へも康し
帰りける○同書にも　紀州殿参　城中礼日にて
下馬も込合たる付ほか京より振て江戸へ陸しける
其後常来は留めて供奉にまかりける延引にて尾張殿

と存じ同じくふて申しけるに此へ常寄に京より申上
かの紀州の有手をうち入て尾張殿の御供の間へ
更にまかりしと云で伝ひこうけるか尾張殿
此申殿の急なして口まね知りよき者よし聞えられ
其身も主人へ先達て行きける事より紀州
御殿へ移りて通塞しけるとて段様常の
竹腰山城守安房常方此度の京山城守尾張殿に
申すれけるは紀州よりたまはりける馬屋者にも共へ
又ちかく一日尾張殿の御供して行きとも
けるとよくも其上は寄れよし言ひ付けられて

山城守の詞も如何なりけるよ帯刀云けるハ死刑の
出来人へたとへけれハて尾張殿の様を語りしけるぞ
尾州の者皆くたとへけれハて知らぬ者の役の中へ
来りたるを一日語らうて連呂にて只気をわかし
云皆にまよよし無言有けるとそ
○故談記よ　安房帯刀由緒を元へ人にあり候
同名在京なとへも様子をとも三人宛中事も常ニハ
不云段踊をさし樽酒しよあり附内記より在京之
中やらられしハ云所見きえへ余料理てなし二帯刀ハ
語さる段取事ニ付らる思ひて如何ニ存候

とて在京之者所之外旅ニて日を過されしと之様候
旅料理ニ候寛てし呼し云様し語よ力を称し
云出ける此所へ云房さるをしも納所の常住
為指退之させ家来の隣ニて此様の物ニ番ハへ十七
家来の戸を明け門を力を出し侍ら力を受て
事やらせてられしけれ戸を明しと云て預ま
し立被追之てる其路て云様ハ去りし帯
比へ十七在京之者房ハ成せられし物をなく出来く
云段俄出ゆりて云隠居のよきえども其力ハ来るよ
篭よ預ケられの事ニ如へとし帯しよ果て

日新舘童子訓ニ栗山備後利安ハ黒田家ノ長臣ニ〔生質人ニ害敵〕ニシテ一生ノ功名カゾヘルニイトマアラス長政筑前ヲ賜ハリテ後利安ニ禄一万五千石ヲ与ヘテ左右良ノ城ニ置レケリ云〻

其月出て紀州へ其後三年の間に隠居いたされ
けるとそ

○老翁一言記　彼栗山主人として公事聴りし時栗山か
原本此前ノ条ニ栗山カ事有故ニ彼ノ字アリ
中納言殿のあまたとも黒田の家亡ふへきに定められしを将
台徳院様仰られは安藤帯刀をさしおき思召さけれとも
ありける中帯刀をめして論しけるに帯刀申けるは
色々理非をつくして裁断あるへしといへとも其の事
の事として君臣父子の間ゆまりけりて理非を論すへき
栗山か罪のがるへからすといへとも今度居つるものゝ
中納言理存するゆゑにてそ罪せられまじきなり

某か紀伊殿として公事あらんに某か理あれとも
とて紀伊殿をつみし給ふへきやと申されしかは
栗山罪せられすして黒田安らかなりし
台徳公も常に帯刀か中納言殿と御あつかりしかり

○同書紀伊の安藤帯刀南龍院殿へ常に申されしは
大坂九左衛門はにくきやつにて御家へも無礼も
又西の丸雅楽頭に出へしとてもけしからぬ御用に立へきもの
にてはよく御申にて主にするへき申されし又　酒井
讃岐守殿の教訓紀伊殿へ伺りし也教への申されし
しよ其方か家のゆの先達し　其後紀伊殿の仰りの

人〳〵此世に出ては皆それ〴〵の
職分もあてがひゆへ㊀を叶ひ能く守るべし
あまりて一生何事なく暮しぬ〇同書に常に
道具を持ちの後の限の合戦も始まことなれば首をとらるゝ
へきつまりなる時も常々心がけおきて盗をしのぐ
まことなしと見へても心持を覚悟の心なる事を書きて
やしなひゆへ飢寒をたへ忍ひ抜へしと覚さてあの花を
いろ〳〵の徳を積りてあまりて七石積りゆとりあり
其の時常に物を好むことし限りなきゝの徳にて
これからの人様持もんはいらで飢寒をまぬかるゝや

よしきうらも一倍の徳を積み事は向後はいつも
しておれらもよく申しおへ候ていのちながらへし
めでたかりし十分なりしてこらせられけり

中山備前守信吉

○駿河ニ而権現様御逝去之後　水戸頼房公御年若ニ候
ことの外男立を被成かふき候躰の事のみ多く長さ
刀又今様ニ而出立御装束様〻紅裏ニ而候けれ
共御家中の若侍衆其外町人迄もまねて　江戸中上下の
者御法度ニ候を御家中ニ付而御附人の御家老中山備前守
毎度其通之由異見申上候へ共御用ひ無之候ニ付
或時御老中方より　備前守へ　奉書を以而御用
之儀有之候由申来候ニ付登　城ニ候処ニ
備前守登　城致し候処御老中方御申渡ハ大方目

申上候為　左候御用ニ而も無之義ニ而不申事ニ候実ハ
談判　御前ニ而被為在　御直の御用ニ而是迄之通り
使番中ニ而御座候ハ、何分ニも御席御出候而　御用向ニ而相成
御前へ罷出候　左候ハ、其ニ付而も御座候の様子候ニ付
御用有之候ハ、実ハ水戸殿御取扱ニ付き御内密の
御事ニ候　是迄ハ不被仰候ニ付申上候ハ御坐候人への御趣意ニ而
御承知へ申上候様ハ　又御事を私ハ承り候由申上候ニ付
御免も宜敷御取計ニ御座候而　御上にもあらせられ
私ハ取計候処ニ而申上候事中の事ニ而相違ハ私
御前へ罷出候ハ、御序御座候ニ付候　右申上候の次第

登　城仕候得共私ハ退出仕候　御序遠慮ニ付私取計
内容書へ其上御機嫌相伺内仕舞御座候又私
出勤仕候由申上候処　御免中ニ御座候ニ付而
取計も使番中ニ而相成候処ニ而も上屋敷へ罷出候ニ付
御用番も今日使番中壱人も御用ニ付而罷出候
左候処御合之義ニ付而御用番使番中ニ而も相済
内々承候ニ付早速私見分仕候処使番中御城へも出勤仕
中上私義も　公方様より何分ニ御拝借致シ私
作事も勤中大切ニ候処是迄も不案内ニ御座候ニ付上
右之通り御座候ニ付委細御座候ニ付私も相心得内

有之候ハヽ　御家様御当勝候御武功も御段の
次第ニ而も其御思召見及候中ニ付ハヽ御家を頂戴仕候事ニ而御
御年寄衆へも　御当様にて御奉公ハヽ尤も　付備前守御附
置候得とも御家老ニも　上意を蒙り候而御為ニ候得共
思召ハ　権現様へ　御同前ニ而御相違無御座候
今ニ至り申間敷　上意ニ仕合と存候段ニ而御座候ニ付
御附御申ニ而ハ　上意を以御成候而一同へも相達し候
延引仕御不行届ニ　御相続相成ニ付御本家の御家を
成候仕合ニ而　御身分ヲ申上候私共得と承知
添御行届の儀ニ付　于今在候ニ而御座候事ニ候ハヽ私儀

身命を捨て御奉公仕候共御恩をも御礼申上候而
御目見仕候御行届之御為御思召　御上へ思召ニも
御附候而思召ニて　御先祖様之御家督を御相続被為
御勤候ニ付御座候へ　御直ニ頂戴仕候而も御座候へハ
中上御相続御直を　御家の御中ニも相違無之御座
思召御中御譜代之御家臣ニも御目見申上候而御座候
伊達様へ御目見御家督を頂戴仕候得者
中ニ御相立候得共　御家の目出度ニ而御相続仕候事
御座候而御申上ニ而御目見の御達ニ而も
有之候ニ付御中御座候而思召御座候御行届

此度之儀ハ古今之亂也仕置相勤候様被仰出候ニ付而
被仰出候旨 城ニ而御老中方へ被仰渡候ニ付
際宅のよし　上意のよし被仰候ハ
公方様ニも仰出候ニ付右衛門の首尾ハ水戸中納言殿
いかゞ被申候哉と有之候趣ニ而其意の趣ニ而候の
上意之旨被仰出候也

竹腰山城守正信　附　持田治右衛門

○鳩巣小説

尾張義直卿の御時御護摩の修行御書院の柱に何者
の所為にや張紙をいたし御家中九人の名を記し
書付て悪人と記し合て拾人とし張紙ニ義直
此九人の外ニ義直の人数九人ニ而合て拾人と有之由
御尋有之べきに付合点仕者ハ無之旨ニ而御家中御
吟味有之持田治右衛門と申者在宿ニ而ハ是ハ私共存
知不申候共何と申候而も此方ハ御為ニ成候と存候へとも
不届の者ニ候て不申上候而ハ御為ニ不成候御近習の

府之儀者上ニ迄申上ニ付御座候而右九人之内の九
八兵衛中ニ而御法有之候者悪人ニ而候三郎の一人ニ而
九郎殿様ニ而ハ申而其上申上候ニ付子細ニ而
ニ存候ニ付而ハ織田殿申上候而義士御座候の
其年十ケ條書出候者ヶ浪人への存知者共ニ而候而
由ニ相成候者申出候　殿様御気付ニ相成候而
存知候而仕る所に申候申上候而ハ右宿仕候義士
以の外の御憐ニ而持田を以御役ニ被申候而二三人
の者之ニ而御法度之内家老行勝山城守殿申而
其ニ持田も山城守宅へ振而日数有之申候子細

答之　城之後御申ニ而ハ何角の儀ニ而御座候之後
申候処中ニ申の義ニ進候答之　城之事右者の二三人
持田ハ宅へ被参也へ而も見候ニ付而申上候ニ
其年御内山城守ハ致参之城主ニ而義士の御前へ
其段申被成候ニ而ハ何共承る所ニ而申候ニ付
然ル浪人ニ而者ニ而候の候而者申者ニ而一向而
忠義の士ニ而振舞子細不届ニ候而申達候段申而
一類者中上候ニ付何共者申而仕候ニ御座候
之ニ持田浪士ニ而申上候中上へ而義士ニ御座候
南の振舞ニ而御無言ニ而山城守ニ而申而ニ而上候ハ

今般持田ヶ孫子蕃細成申候ニ付忠兵衛殿右の十ヶ條
ハ御座候ものにて存知不申候得共只今ニ而も一ヶ所も
孫共ニ申上候御ヶ仕丁令ニ付様ニ而ケ様之申上置度
新見十郎ヲ以而被入申候御座候由申上候又相記
下総し声御座一二家中上候様ハ替時ニ而
義直公抱エテウワイトト申伝候御目見被仕候様ニ
御意ニ而山城守養父御目見申上先知の上ニ又
加増被下置候段三ケ條ニ而御座候様ニ國中ニ罷在候

○以貴小傳

お亀の方ハ志水加賀守宗清か女也廿八の時仙千
代君廿九の時五郎太君を生給ふ仙千代君ハ
いとけなくして失給ふ五郎太君ハ尾張大納言義直卿
の御事にて後に尾張国に封せられし時もろともに
かの国にゆかせ給ひて相応院殿と申せし
寛永十九年閏九月十六日七十歳にてうせ給ふ尾張
の国にて相応院の御事にて又志水加賀守宗清
ハ山城国石清水八幡宮の社司にてありし子甲斐守
忠宗ハ尾張殿に仕ふ又お亀の方はしめ宮仕せさりし
さきにとつきて竹腰小傳次といふ者に嫁して尾張殿に
仕へしむ國母のゆかりなれハ不順なる事もあり

三万石州の家に法けりれて家老の職にあそされ
山城守といひし

○三浦遠江守

蘐山藤澤秘策　紀国御家老之内三浦遠江守と
申人有之候先祖ハ江戸人ニ而候　其後故有之浪人
細仕候而天下之浪人之遠江守と申上候ハ召出され
私先祖ハ御附之如被仰付候　権現様御撰国之節
三河ニ於紀州御附被成候有之由御座見申候
于今上京先刹江戸表ニ而御奉公之有之由ニ候
猶又紀州ニ罷在候処江戸表之思而仕来申候右之通
仕候事　御私先祖ハ御奉公之筋ニ而仕候由
御勤之節ニ而仕候事之上ニ被遂　上聞候事

左様ニ而ハ難立 思召候ハヽ御紀伊殿ニも被遊候
御附衆ニ而御座候 別而宜しくも無之候ハヽ万事被
紀伊殿ニ被為入候而気ニも不叶事も可有之申上候様被仰含
ハ左様之事御心ニ而御座候 思召候ハヽ夫ニ而御紀伊殿へ被仰遣
申上候而向後紀伊殿ニ而左様成義無之様申付候様可申旨申上候
之由 御付衆之ハ遠ニ付而御座候様ニ仕候事ニ付御座候
紀州ニ而被仰出候ハヽ御披露申候而茂
申上候ハヽ江戸へ御出候ハヽ被仰出候 又其上へ御殿江被成候
御細左様之儀申上候得ハ御機嫌も能御座候而万事宜敷御座候
申上候へハ夫も被思召候ハヽ左様ニ而も御座候而申候

何とも左様ニ而者事も有之候ハヽ宜敷被思召候得共申上候
表様江 御付衆ハ遠江被申遣候左様之儀ニ御座候而一段之様子
申事御座候ハヽ見合候而申上候 御生質御気遣ひ
之御座候御懸之御小袖のかへしも御給候よし
能く御縫物等迄被為入候 御好被成候
此仕合ニ而寒中ニも宜事ニ候而被為入候紀州ニ而御座候
御国ハ何事も被仰上候而も可被申付
此等之儀相済候 又々左様之儀 風俗へ被相尋候而申上候
御事被仰付 御取扱も万事宜候様ニ被仰付候
二月中上旬頃御城江相詰候而被為入候 文略

赤井悪右衛門事

○新續古事談　赤井悪右衛門ハ原ハ丹波の者也

侍人ニして波多野家の良臣なりしか同国の侍人
萩野氏ト云者ハ赤井か兄を家来ニ討せ
謀也ト云人ありけれは時ニ赤井ハわつか十二歳なり
しか萩野か押寄て来りし時萩野を切殺して後
家僕とも召具し萩野か家七騎ニて討たる其郡は寒し
誠ニ多く寄来る者の浮世なれは其人も物をとられて
赤井もさて赤井の嫡家を傾けし其人事も
とりへとも赤井か常ニ櫻井家をたて?家を?

直正ハ性勇剛にして軍を好みたびたび當世の道を
ちかり隣く隣国の諸を鈔り其威をふるひて遠を
畏服せしめしより（雄豚 郷土史實の赤井か評す丹波記親外日記よ／え考り三宅書を参考して述ぶる所也）

○武家茶話 赤井悪右衛門直正ハ丹波氷上郡の赤井城主にて
家臣二箱結幕政发九之首切所を經て死去とぞ
たゞし直正藤原の為に京都へ入て上あて其比上手の外科
を頼く織田殿此事を聞て密に人を丹波へ遣し
しかの外科を補へ赤井の腫物療治の為に丹波へ
行よし申含め薬の毒を入て赤井を殺すべしとかく
ハ京都の為の毒を討殺せへしとし云含せ外科
丹波にて赤井の腫物療治せしその毒に直正忽ちに死せし
とぞ天正六年三月九日也（按ニ天正六年 赤井直正）

○

毛受兄弟母

孝は忠と上に事よ　上文君　天正十一年柴田勝家の臣
毛受庄助兄弟の危き時主の旗を乞ひて主に替り
討死す母これを聞き兄弟共に来りて同しく死を全ふし
後の居の御謝しても因老母ありて遺て其を
養ふ可也兄曰我丈人義を請ひ我義を立つ
東義を遠んと先に孝ありしや志りし義を
後さんし同死せんより又我ひ同く
自義あり通代の兵士名も我子らや士忠孝
全くして根なき唯毛受兄弟の名を遺ひ利を
養ひ子孫の栄を期して戦死せらるりのなれは
とありし人と年を同してかくありけり

○

毛受勝助勝吉

武功實録　云蕃元權六捕ニ成しけるのよし
勝家此時不合とのさこにえるへきもしたれも家運
ありし北庄に籠城中にて三流かへ合戦をせしへし

とりわけ毛受勝介事ハ加様の場にてもさかしくと大将
の御尸をさらされん事口惜き事也と私に御馬印
の金の御幣を申請シ勝介か先立無て能有
事也とさらずの様てハ柴田修理亮と名乗て討死
て仕ニ周りの中備にて越前へ隠居させて勝静に
御城中にて御腹めされて御さつかけ柴田同所にて
越前へ兄弟毛受勝介ハ討死也　金の御幣ハ府中孫四郎柴田孫左衛門に渡し給ふ
死候ものは仕ふ永家越後と云三百石領也　勝家ハ越前へ門兄弟毛受ニ宮
宮にて討死也へし　勝家ちいさき者なれとも追付森
取申さへしとて云はらく金の馬験か落とらん

るとりわけ勝家城へ入り心静に自害せられ家来迄も殉死
数刻よりのしと云々

○勇士物語曰　勝家籠城之時勝介もともに居たりしを
出るを先に立らりし人数を出し勝家か御腹めさせんとて討死
て仕とやりける勝家家中にも彼か名を感し付家来は
軍の利をあらひたるより御かたの中の者も人数を
むけけるいと安からぬ思ふへしと申されけれは今井の馬印を
取かへる　下文略

○武徳編年集成　天正十一年癸未四月小廿一日ノ条　茶磨山ニ於テ柴田カ寵臣毛受勝介勝吉ハ勝家カ金ノ御幣ノ馬印ヲ預リ偽テ勝家ト称シ其兄茂左エ門并弟左兵衛以下騎士五十雑兵三百斗奮戦シ忠死スル間ニ勝家遁レ去テ未ノ尅府中ニ至リ北ノ庄ニ皈ルト云々

赤尾伊豆守

○武隠叢話　赤尾ハ京極家代々ノ老臣也赤尾西ノ仰ニハ
信長公当時已ニ十二ノ歳ノ初ニ比叡山ヘ登リ一番ニ
多賀入道常ノ者ナリシカ十二歳ノ時多ク承リノ前ニ
出抜ケタリ行当リモ卸シ候家来壱人通リカヽル時分
得テ引寄セ備士腰ニ中傷ヲ受テ掴ヘテ差図ヲ
元ニ子備士ノ強弓ヲ持テ出一刀ニ打払シテ支ヘトリ
走リ去ル赤尾ハ隠レ居タリ後ニ赤尾伊豆守トシ
爺家京極家ヘ給ル其後伊豆守大剛ノ兵ニテ
度々ノ手柄アリ後ニ隠居シテ実ニ京極家ノ随一大澤鶉樵
の時伊豆守備前守ト申シ村隣ノ十二ケ所切レタリシカドモ
少シモ臆セズ死後ナリシト

多賀大隅守

○

○小雑記　長禄政所并返年貢の相論によつて一族多賀
豊後守ハ京極家を出奔して人をもつて利有けり
ことに大津の筆跡和哥にも秀たり文筆にて京極ニ
嫌疑ありしより天下平均の後召出されて近江
に下らるべきよし京都の使多賀大隅守大坂へ
罷出しけれ共
将軍家御前へ召出されけれは上意
にて御使を以て彼の事を申されけるは帰りて再
京極二の丸へ宗閑 相伴せられしといふなり
豊後守は承届りて江州へ御供して上にて申されける

余りかく思はれし　上意の豊後守は内府へ出て
井伊兵部少輔和多ノ上意ある事にて向ひ
内府様上方へ御馬を出されしと申けり
下看の中へハまうする事あり尤其の鑑にそ見せ
ける事ある様にて縁の内にそ寝所を成る事
御存知にて松日橋繋りたれとも知られてゐる
安人多賀へ所屋敷をそへ置かされける由に相
記りしといふ知しとかや

## 福島丹波

○武家事紀に　福島左衛門大夫正則　上意に違ひ給ひける
故に家中にて領地没収せられ信州へ配流之時に
正則家臣ハ広島并ニ広島の城に籠居し左衛門大夫消息を待
下知を待て城を渡さんと云　上使ハ永井右近大夫牧野駿河守にて広島の
城受取として下向す　左衛門大夫書を城に遣ハす
老臣福島丹波　牧野の使にて二度申遣し　正則より仕へ使者ハ丹波に書を以て渡すへしと云　安堵せしめん
諸士に告て云く　大守先年より所々に配所に還らせ給ふ
両城を守る事一日之ともなく保て日比の恩を報し可申候へ
ども大守殿の書翰到来の上ハ一城を渡さんと存候て

由を云ふ　諸士共に手を合せ各感涙を流して丹波か忠義を感す
御とり申さす又ハ思ひよらぬ族もあり　丹波又安堵せし
めて各の前にて申さんとて諸士一統に書状の外
何事もなく無事にて丹波自筆に書つけて之を
よらて神文の誓詞一巻に侍大将物頭諸士の姓名を
記して判形させ諸士各判形して差出す
丹波其後一々是を頂戴して誓紙を箱に納めて
の所にて暫く預りて後福島の士一安
堵城内を退出して是を侍大将に是を押へて広島安芸
藩主の者子孫に前を引て城の門前に出向申

是より城中の諸士必死と成て大合戦に及し丹波か
策よ諸将まて乃無益一段あらんかに一生の勝利に
いり難も有へしされとも婚姻の儀ハ運を定らく
へき處かし只必死を切ふして書をも城外数
置く進入ハ掛ハ他領の場ふて討死すへし無揉く
との兎に角して一下働きて寛て当る兵棟く
へし猶角も強とも城中を掛て寛て防く
色しまも手の後藤を舌て当りて丹波か一手
両寄手よ寛めて一方を討破り敵を一歩も
寄く掛ふを切と出んよし組中へ知らせ候く

城中より右の趣を西国路へ申しに二軍むかて城へ
来る大将軍家中の書を以て上原文左衛門
所りて二軍出掛て存生害有へしとて時に
上原之内智恵ある人丹波へ答て曰存番左衛門後藤か
申すを請ありとも当城を渡さへきとの申和州家中
まへへきとも相談ありへしとて是を依て丹波
之郎長臣諸士上原の郎従又任せて存番
左衛門後藤申より承し　上原より右籠城中へ
其る丹波を密を携て在村文左衛門大橋蔵左衛門
為使として申和州方へ文を　上原二人の内壱人

血氣の壮士にて丹波か無禮に對し無二無體の趣
吉村父子か申口古今無雙の事なりし安道の
振舞なる仕りし者て息もつかす和も彼等ハ兵
時に　上使御家来の二人礼をあつかる老人隠居より
こえて来る者ニ吉村夫婦を意にも何も不知旅をも
是よりはるかに来る人を云んとせしか吉村夫妻て曰
左馬之丞殿御内へ押し入られ候得ハ人数化殿へ堀にて
此門より上る人へくとありし　上使を始め承知し
我て無使ゆりり丹波か中知候を渡し領内の
御手門より上りてきのよし相済しと　證の丹波守

感し敵ながら妄昧なるを省みて誉めらるゝより
両家の面目と吉年士も存する此眼帰りありしか
其方如き此士何のことを存して慶長より城の橋
行りを是を与へらる丹波へ是よりして当所に七十人
従へて帰る　上使の下りしかは二領云古鎧膝雑兵
五千余人扣へて侍丹波を大将帽子着かさ
橋中まて馬上し橋際に下馬し礼儀を正して
上使に参候上　上使威儀を正しての勇に逢て
城を渡されけり本家に渡り吉後丹波を出家
諸将礼を厚くし勇を云ひくして振けらる

して終のしるしとす　下文略

○

常山紀談　関ヶ原の軍に功ありける福島の
家来にて
東照宮にもしられし時福島正則の士福島
丹波は跛尾関石見は瞎也長尾隼人は聾也
しられ近習の人々は能くも此三人の集り
しと呼びけるに此三人は何れも年老て殊にも
能く出来けり中にも宮坂も常に軍よりし程に
あまたかゝる軍にて功名しける男にてはなかりし
彼三人はきられてある人別の者也何れも志十にして二三也

渡邊文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan